

移動等円滑化取組計画書

令和2年6月26日

住 所 東京都江東区有明 3-13-1

事業者名 株式会社ゆりかもめ
代表者名（役職名及び氏名） 代表取締役社長
櫻井 務

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

①旅客施設及び車両等の整備に関する事項

- ・現在、約20年前に導入した7200系車両が3編成運行しているが、移動等円滑化が十分でないことから、順次新型車両7500系を導入し、2020年度中に全車両を置き換える。
- ・平成7年の開業時から全駅でエレベーター1ルート整備を達成しているが、新橋駅に設置している連絡通路のエレベーターについては、ドアの開閉時間を延長する機能を有していないため、移動等円滑化基準に適合していない状況となっている。今後、所有者である東京都建設局と適合に向けた改修等の協議を行っていく。
- ・トイレについては、現状、全駅で移動等円滑化基準に適合しているところであるが、一般トイレへのオストメイト設置など、バリアフリー化の更なる推進に向けた改修工事を全駅で実施し、2022年度までに完了させる。

②旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ・サービス介助士及び交通サポートマネージャーの資格を計画的に社員へ取得させる。
- ・障害者への理解促進や障害特性に応じた対応方法をまとめた障害者高齢者対応マニュアルについて、適宜、駅係員のお客様対応事例を踏まえた内容に見直す。

II 移動等円滑化に関する措置

- ① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
7500 系車両	新型車両の 7500 系を 3 編成導入する。(2020 年度)
新橋駅連絡通路 エレベーター	所有者である東京都建設局と適合に向けた改修等の協議を行う。 (2020 年度)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降補助サービスの提供	乗降時の補助を行うとともに利用列車の停車時間を調整する。また、駅に係員が不在の際は、お客様から駅インターホンでの連絡を受け次第、近隣駅などから急行し対応する。(毎年度継続実施)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
文字、映像による情報提供	各駅の改札付近に設置している視認性の高いお客様案内ディスプレイで、文字や映像により、列車の運行状況等を情報提供する。 (毎年度継続実施) モニター付インターホン、筆談器、タブレット端末等を用いたお客様対応を行う。(毎年度継続実施)
点字パネル・音声による情報提供	改札階、ホーム階で音声案内を行う。また、駅構内案内図、トイレ案内図、精算所には、点字パネルと音声ガイドを設置し、案内を行う。(毎年度継続実施)
車内案内表示器によるバリアフリー情報等の提供	車両の乗降口上部に設置された液晶画面の車内案内表示器により、次の停車駅のバリアフリー情報等を提供する。(毎年度継続実施)
駅構内図の情報提供	エレベーターや誰でもトイレ等の位置を明示した駅構内図をホームページで情報提供する。(毎年度継続実施)

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
サービス介助士及び交通サポートマネージャーの資格取得促進	介助、コミュニケーションスキル習得を目的とした当該認定資格を計画的に社員へ取得させる。(毎年度継続実施)
障害者高齢者対応研修の実施	移動困難者の状況を体験し、実践的なサポート方法を学ぶための研修を駅係員に実施することにより、バリアフリーに対する意識を高める。(毎年度継続実施)
障害者高齢者対応マニュアルの更新	障害の種類に応じた配慮や障害者への理解といった基本的事項について、適宜、駅係員のお客様対応事例を踏まえた内容に見直す。(毎年度継続実施)

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

他事業者との連絡会等の場を活用し、乗り継ぎ旅客等の対応について、事業者間の連携を深める。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
7500系車両	導入する新型車両の編成数及び実施時期を変更する。	導入する新型車両編成数について、2020年度の計画値に修正するため。
新橋駅連絡通路エレベーター	実施時期を変更する。	2019年度に引き続き、2020年度も東京都建設局との協議を行うため。

Ⅴ その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。